

深谷市農業委員会非農地判断事務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）に基づき、再生利用が困難な農地（以下「再生困難農地」という。）に該当するか否かの判断（以下「非農地判断」という。）を深谷市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において非農地判断を行う土地とは、農地法（昭和27年法律第229号以下「法」という。）第52条の規定に基づき作成された農地台帳（以下「農地台帳」という。）に登載された土地（以下「対象農地」という。）をいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域内の対象農地を除く。

2 この要領において、再生困難農地とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

(2) 前号以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、再生困難農地とすることができない。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第10条第3項に規定する農用地区域内にある対象農地

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に規定する「土地改良事業（区画整理）」の施行区域内（計画決定を含む。）にある対象農地

(3) 運用通知第3の1の(3)のウのただし書に該当する対象農地

(4) 運用通知第4の(3)のイに該当する対象農地

(5) その他農業の振興を図るために必要であると市長が認める対象農地

4 前項第1号に掲げる対象農地であっても、周辺の営農状況や地域の営農環境の変化を考慮し、地形、地勢、接道状況その他の客観的な状況に照らし、周囲の農地との一体的な利用が困難と認められ、かつ、農地としての復元が容易でないと農業委員会が判断するものについては、同項の規定にかかわらず、再生困難農地とすることができる。

5 前項の場合において、農業委員会は、当該土地を非農地と判断することによ

って周辺の農用地の集団化及び効率的な利用に特段の支障が生じないよう配慮するものとする。

- 6 前各項の規定にかかわらず、適正な管理を怠ったことにより生じた荒廃状態を利用して非農地判断を求めるものや、非農地判断を行うことによって周辺の農用地の保全、管理又は集団化に支障を及ぼすおそれがある場合は、再生困難農地として取り扱わないものとする。

(現地確認調査・判断の実施)

第3条 農業委員会は、農業委員会総会（以下「総会」という。）の議決により非農地判断を実施ものとする。

- 2 農業委員会は、非農地判断を実施するときは、農業委員又は農地利用最適化推進委員のいずれか3名以上で現地確認調査を行うものとし、調査結果を総会に報告する。

- 3 農業委員会は、土地の一部のみが再生利用困難であるものについては、非農地判断を実施しない。ただし、対象農地一筆のうち非農地判断を行わない残りの部分の全てについて、法第4条又は第5条の規定に基づく許可（届出のあったものを含む。）を受けている場合については、この限りではない。

(非農地判断の申出)

第4条 対象農地の所有者又は法定相続人（以下「所有者等」という。）は、非農地判断の実施について、農地該当・非該当判定申出書（様式第1号）により農業委員会に申し出ることができる。

- 2 前項の申出において、相続が未完了の場合は、法定相続人全員の連名により申し出るものとする。ただし、遺産分割協議書の写しの添付がある場合又は法定相続人の中から選任された相続人代表者が申し出る場合は、この限りでない。

(非農地通知等)

第5条 会長は、第2条の規定に基づき再生困難農地と判断された対象農地について、所有者等に対し、非農地通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 会長は、前条の規定に基づく申出に対して、再生困難農地ではないと判断された対象農地について、所有者等に対し、農地通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(証明)

第6条 前条第1項の規定により非農地通知が行われた土地について、その土地の所有者等は、非農地判断に係る証明願（様式第4号）を農業委員会会長に提出し、農地に該当しない旨の判断がなされていることの証明を受けることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。